

西尾市成年後見制度利用支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者（以下「認知症高齢者等」という。）の成年後見制度の利用を支援するため、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づき市長が後見、補佐又は補助の開始の審判の請求（以下「審判請求」という。）を行う場合の費用及び成年後見人等の報酬の全部又は一部を助成することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において後見人とは、民法（明治29年法律第89号。以下「法」という。）第8条に規定する成年後見人、法第12条に規定する保佐人又は法第16条に規定する補助人（以下「成年後見人等」という。）をいう。

(対象者)

第3条 助成の対象者は、西尾市が援護の実施者となっている認知症高齢者等であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 法第7条、第11条又は第15条第1項に定める状態にある者
- (2) 二親等以内の親族がいない者又は二親等以内の親族があっても審判請求を期待することが困難な者
- (3) 審判請求に係る申立費用等の助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難な者

(対象費用)

第4条 助成の対象となる範囲は、次に掲げるものとする。

- (1) 審判請求に要した費用
- (2) 法第862条、第876条の3第2項及び第876条の8第2項に規定する報酬

(助成の要否)

第5条 市長は、第2条の対象者と見込まれる認知症高齢者等を把握したときは、速やかに当該認知症高齢者等の生活実態及び心身の状況等を調査し、助成の要否の決定を行うものとする。

(助成費用)

第6条 審判請求に要した費用は、審判請求に関して家庭裁判所が定める申立費

用、鑑定等に係る費用、その他市長が認めた費用とする。

- 2 成年後見人等の報酬にかかる助成額は、家庭裁判所が決定する成年後見人等の報酬額とする。ただし社会福祉施設に入所している者については、月額 18,000 円を、その他の者については月額 28,000 円を上限とする。
(報酬助成の申請)

第7条 成年後見人等報酬の助成を受けようとする者は、西尾市成年後見人等報酬助成申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 家庭裁判所が交付する成年後見人等報酬付与の審判書謄本の写し
- (2) 後見事務報告書の写し
- (3) 財産目録書の写し

- 2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適當と認められるときは、支給すべき助成の額を確定のうえ、西尾市成年後見人等報酬助成（決定・却下）通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(届出義務)

第8条 成年後見人等は、助成を受ける成年被後見人等の資産状況及び生活状況に変化があった場合は、西尾市成年後見制度利用支援事業変更届（様式第3号）により速やかに市長に届出しなければならない。

- 2 市長は、前項の届出により報酬額の変更があった場合は、西尾市成年後見人等報酬金額変更通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(助成金の返還)

第9条 市長は、助成金の交付を受けた者の財産に応じて、助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(助成の取消等)

第10条 市長は、本人の資産状況若しくは生活状況の変化、死亡等により助成の理由が消滅したと認めるとき、又は著しく変化したときは費用の助成を取り消すことを西尾市成年後見人等報酬助成取消通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

西尾市成年後見人等報酬助成申請書

申請年月日 年 月 日

(宛先) 西尾市長

(後見人等)

住 所

氏 名

印

電話番号

次のとおり、成年後見人等報酬の助成申請をします。

1 被後見人等

住 所 (入所前の住所)	(西尾市)		
氏 名		性別	(男・女)
生 年 月 日	明・大・昭	年 月 日	
電 話 番 号			

2 申請理由

[Large empty box for writing the reason for application.]

3 後見内容

法定後見の類型 成年後見 保佐 補助

4 添付書類

- ① 家庭裁判所が交付する成年後見等報酬付与の審判書謄本の写し
- ② 後見事務報告書の写し
- ③ 財産目録書等の写し

様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

西尾市成年後見人等報酬助成（決定・却下）通知書

様

西尾市長

年 月 日付けで申請のありました西尾市後見人等報酬助成について、
次のとおり（決定・却下）しましたので通知します。

1 後見人等

住 所	
氏 名	
電 話 番 号	一

2 報酬額

円

3 却下理由

（記入欄）

【備考】（審査請求及び取消訴訟の提起）

- この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面で西尾市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、西尾市を被告として（訴訟において西尾市を代表する者は市長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、備考1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第3号(第8条関係)

年 月 日

西尾市成年後見制度利用支援事業変更届

(宛先) 西尾市長

(成年後見人等)

住 所

氏 名

印

電話番号

年 月 日付け 第 号で西尾市成年後見人等報酬助成の決定を受けましたが、その内容に変更がありましたので、次のとおりの届出します。

(後見人等)

住 所	
氏 名	
電 話 番 号	一
変 更 の 内 容	
変 更 (終了) の 理 由	
変 更 (終了) 年 月 日	年 月 日

様式第4号（第8条関係）

第
年 月
号
日

西尾市成年後見人等報酬金額変更通知書

様

西尾市長

年 月 日付けで申請のありました西尾市成年後見人等報酬助成について、次のとおり助成金額の変更をしましたので通知します。

1 後見人等

住 所	
氏 名	
電 話 番 号	一

2 報酬額

円

3 変更理由

（記入欄）

【備考】（審査請求及び取消訴訟の提起）

- この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面で西尾市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、西尾市を被告として（訴訟において西尾市を代表する者は市長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、備考1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第5号（第10条関係）

第 号
年 月 日

西尾市成年後見人等報酬助成取消通知書

様

西尾市長

年 月 日付けで申請のありました西尾市成年後見人等報酬助成について、次のとおり取消しましたので通知します。

1 後見人等

住 所	
氏 名	
電 話 番 号	—

2 報酬額

円

3 取消理由

（記入欄）

【備考】（審査請求及び取消訴訟の提起）

- この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面で西尾市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、西尾市を被告として（訴訟において西尾市を代表する者は市長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、備考1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。